



# 大津市公報

令和元年 9月 17日  
第 10 号

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

<b>目 次</b>	
<b>告 示</b>	
91	道路の区域の変更について..... 1
92	道路の供用の開始について..... 1
103	大津市市税条例に規定する市長が定める三輪以上の軽自動車を定めることについて..... 2
104	住民票の消除について..... 2
105	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について..... 2
106	生活保護法による指定医療機関の指定について..... 3
107	生活保護法による指定介護機関の指定等について..... 3
108	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の指定について..... 3
109	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の指定等について..... 4
110	介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定について..... 4
111	介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出について..... 4
112	介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について..... 5
113	介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の廃止の届出について..... 5
114	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定について..... 5
115	介護保険法による指定居宅介護支援事業者の廃止の届出について..... 5
<b>公 告</b>	
	農用地利用集積計画公告..... 5
	都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告..... 6

## 告 示

### 大津市告示第91号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、令和元年9月2日から同月24日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月2日

大津市長 越 直 美

路線名	区 間	変更の前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
市道中0807号線	大津市坂本二丁目字長沢859番51地先から 大津市坂本二丁目字長沢859番23地先まで	変更前	最小 3.8～最大10.6	5.0
		変更後	3.8	
市道東2531号線	大津市瀬田三丁目字野神448番7地先から 大津市瀬田三丁目字野神448番9地先まで	変更前	最小 3.4～最大 4.6	21.0
		変更後	4.6	

(令和元年9月2日掲示済)

### 大津市告示第92号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。  
その関係図面は、令和元年9月2日から同月24日まで大津市役所未来まちづくり部路政課において一般の縦覧に供する。

令和元年9月2日

大津市長 越 直 美

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道東2531号線	大津市瀬田三丁目字野神448番7地先から 大津市瀬田三丁目字野神448番9地先まで	令和元年9月2日

(令和元年9月2日掲示済)

**大津市告示第103号**

大津市市税条例（昭和34年条例第1号。以下「条例」という。）に規定する市長が定める三輪以上の軽自動車を次のように定め、令和元年10月1日から適用する。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

- 条例附則第15条の2の2の規定に基づき市長が定める三輪以上の軽自動車 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）第62条に規定する自動車に相当する三輪以上の軽自動車
- 条例附則第15条の3の規定に基づき市長が定める三輪以上の軽自動車 滋賀県税条例第73条の3第1項各号に掲げる自動車に相当する三輪以上の軽自動車

**大津市告示第104号**

住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を削除した。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

住 所	氏 名 (通 称)	生年月日	性別	削除年月日
大津市坂本本町3266番地の1	磯口 勝則	昭和40年2月12日	男	令和元年8月29日
大津市日吉台三丁目29番6号	岩丸 義弘	昭和16年10月3日	男	令和元年8月29日
大津市際川三丁目3番5号フジモト マンション2-6	加藤 秀子	昭和10年10月9日	女	令和元年8月29日
大津市膳所一丁目10番42号	金 英二 (金沢 英二)	1973年12月11日	男	令和元年8月29日
大津市穴太二丁目13番28号	林 茂樹	昭和17年3月22日	男	令和元年8月29日
大津市坂本二丁目21番8号	松井 史郎	昭和22年9月12日	男	令和元年8月29日
大津市坂本二丁目21番8号	松井 千鶴	昭和26年12月26日	女	令和元年8月29日
大津市御殿浜9番B-503号	山崎 美年	昭和33年12月29日	男	令和元年8月29日

**大津市告示第105号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
ぱんだ薬局瀬田店	大津市大將軍三丁目24 番8号	育成医療及び更生医療	薬局	令和元年7月1日

大津市告示第106号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年 9 月 17 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ぱんだ薬局瀬田店	大津市大將軍三丁目24番 8 号	令和元年 7 月 1 日
クスリのアオキ堅田薬局	大津市本堅田六丁目25番 1 号	令和元年 8 月 1 日

大津市告示第107号

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年 9 月 17 日

大津市長 越 直 美

1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指 定 年 月 日
はな薬局	大津市大江三丁目 5 番25号	有限会社オーク	大津市大江三丁目 5 番25号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和元年 8 月 1 日

2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開 設 者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変 更 年 月 日
デイサービス輝楽里	(変更前) 大津市下阪本一丁目40番 6 号	株式会社サポートワンセルフ	大津市仰木の里一丁目15番14号	通所介護・第1号通所事業	令和元年 7 月 1 日
	(変更後) 大津市下阪本三丁目16番18号				

大津市告示第108号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定医療機関として新たに指定したものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年 9 月 17 日

大津市長 越 直 美

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ぱんだ薬局瀬田店	大津市大將軍三丁目24番 8 号	令和元年 7 月 1 日
クスリのアオキ堅田薬局	大津市本堅田六丁目25番 1 号	令和元年 8 月 1 日

**大津市告示第109号**

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定に基づき指定介護機関として新たに指定したものと及び指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

## 1 新たに指定したもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
はな薬局	大津市大江三丁目5番25号	有限会社オーク	大津市大江三丁目5番25号	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	令和元年8月1日

## 2 変更の届出があったもの

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
デイサービス輝楽里	(変更前) 大津市下阪本一丁目40番6号	株式会社サポートワンセルフ	大津市仰木の里一丁目15番14号	通所介護・第1号通所事業	令和元年7月1日
	(変更後) 大津市下阪本三丁目16番18号				

**大津市告示第110号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
土屋訪問介護事業所大津	大津市大將軍一丁目16番8号プレジールマエダ 103号室	ユースタイルラボラトリー株式会社 代表取締役 大畑 健	訪問介護	令和元年9月1日	2570105169
ニチイケアセンターにおの浜	大津市木下町17番12号芙蓉ビル5F	株式会社ニチイ学館 代表取締役 森 信介	訪問介護	令和元年9月1日	2570105193

**大津市告示第111号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ライフケアなごみ	大津市中央二丁目3番26号小堀マンションD-2	特定非営利活動法人ライフケアなごみ 理事長 南部 守重	訪問介護	2570100988	令和元年9月30日

大津市告示第112号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
憩デイサービスセンター御殿浜	大津市御殿浜1番13号	合同会社ライフハピネス 代表社員 稲谷 陽子	地域密着型通所介護	令和元年 9月1日	2590100737

大津市告示第113号

介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項の指定地域密着型サービス事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	介 護 保 険 事業所番号	廃 止 年月日
真盛園小規模多機能型居宅介護事業所「良の家」	大津市坂本六丁目26番45号	社会福祉法人真盛園 理事長 前阪 良憲	小規模多機能型居宅介護	2590100133	令和元年 9月30日

大津市告示第114号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として、次の者を指定した。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	指 定 年月日	介 護 保 険 事業所番号
松が丘居宅介護支援事業所	大津市松が丘七丁目15番6号	社会福祉法人近江笑生会 理事長 加藤 卓司	居宅介護支援	令和元年 9月1日	2570103925

大津市告示第115号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者として指定した次の者から、事業の廃止の届出があった。

令和元年9月17日

大津市長 越 直 美

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称及び代表者の氏名	サービスの種類	介 護 保 険 事業所番号	廃 止 年月日
松が丘ケアプランセンター	大津市松が丘七丁目15番1号	株式会社ふく 代表取締役 加藤 卓 司	居宅介護支援	2570102455	令和元年 8月31日

公 告

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画

を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和元年8月30日

大津市長 越 直 美

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和元年8月30日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和元年9月2日

大津市長 越 直 美

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大阪市北区中之島3丁目3番23号 関電不動産開発株式会社 代表取締役 勝田 達規	開発区域 大津市西の庄字西ノ庄347番3、348番5、同番6、350番2、同番4、同番6、352番、同番2、同番4、353番3、同番4、同番5及び同番10 開発行為に関する工事の区域 上記地先大津市道	開発区域 1,601.75㎡ 開発行為に関する工事の区域 9.25㎡	令和元年 8月30日	第1489号

(令和元年9月2日揭示済)

正 誤

令和元年8月1日付け号外第21号3ページ21行目

誤	<b>第27条</b> 発信する文書が次の各号のいずれかに該当するときは、公印を押すものとする。
正	( 押印 ) <b>第27条</b> 発信する文書が次の各号のいずれかに該当するときは、公印を押すものとする。